

番号：150636

国名：ベトナム

担当：産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

案件名：VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト（システム改善計画策定支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：システム改善計画策定支援
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月中旬から2016年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 3. 25M/M、現地 0. 77M/M、合計 4. 02M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次派遣期間	第1次国内期間	第2次派遣期間	第2次国内期間
10日	8日	15日	5日	15日

第3次派遣期間	第3次国内期間	第4次派遣期間	整理期間
5日	15日	5日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	通関電子化分野に係る各種業務
対象国/類似地域	ベトナム/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムは、1986年のドイモイ（刷新）政策導入以降、継続的に経済成長を達成しており、2007年～2014年の平均成長率は5.84%と、東南アジア地域の中でも比較的高い成長を達成している。この背景には2007年1月のWTO加盟以降、急速に伸びた外国直接投資があげられるが、これに比例し、輸出入申告件数も2002年の116万件から2010年には416万件へと急増した。そのため、税関職員の業務負担も増大していることから、ITを活用した輸出入・通関手続きの効率化がベトナム税関総局（General Department of Vietnam Customs, 以下「GDVC」）にとって喫緊の課題であった。また、2015年末にASEAN経済共同体が発足する予定であり、域内貿易の自由化による経済成長と共に、輸出入・通関手続きの更なる効率化が求められている。

このような状況の下、GDVCは、ナショナル・シングルウィンドウ実用化や通関手続きの簡素化・国際的調和化といった税関行政の近代化を強力に推進しており、「税関近代化5カ年計画」に基づき、必要な法・体制整備や人材育成等を行ってきた。その一環で、GDVCは、わが国財務省関税局をはじめとする関係機関が使用している輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo Clearance System, 以下「NACCS」）および周辺システムの技術的優位性に鑑み、NACCSおよび周辺システム技術を活用した通関ITシステム（Viet Nam Automated Cargo Clearance System, 以下「VNACCS」）構築について無償資金協力「税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングルウィンドウ導入計画」を我が国政府に対し要請し、2014年3月に完工、2014年6月に全国導入が完了している。

VNACCS導入に当たっては税関分野における既存の法規制や業務プロセスを見直すとともに、新システムについて関係者への周知・説明等、同システム導入に向けた周到な検討・準備が必要となるため、ベトナム政府は当該課題に対応するための体制作りや人材育成にかかる技術協力「通関電子化促進プロジェクト」を我が国政府に対し要請し、2012年から3年間の協力が実施されている。2014年のVNACCS稼働から1年が経過し、99%の輸出入申告が本システムを通じて行われており、これまでの技術協力の成果が確認されている。本システムのさらなる有効活用及び維持管理能力の向上に加え、本システムを活用した税関業務の近代化に関する協力を求めており、技術協力プロジェクト「VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を2015年8月から2年11か月（2018年6月まで）の予定で実施する。本プロジェクトでは、カウンターパート（C/P）機関であるGDVCに対し、VNACCSの利活用強化と、事後調査・リスク管理分野の税関業務近代化・効率化に向けた能力強化を行う予定である。

本業務従事者は、VNACCS及び周辺システムの利活用状況を評価するとともに、VNACCS及び周辺システムの更なる利活用強化に向けて必要となる課題を確認し、今後の方針を明確化することを目的とする。その際、本業務従事者は、我が国財務省関税局から派遣されるIT支援ミッション短期専門家に同行し、2015年9月（予定）より四半期に1回程度開催されるJCCに派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、あらかじめ定められた本プロジェクトの枠組み（Project Design Matrix 以下「PDM」）の範囲内で、本プロジェクトのチーフアドバイザーをはじめとする長期専門家や我が国財務省関税局から派遣されるIT支援ミッション短期専門家及びC/Pと建設的な関係を醸成しつつ、以下のVNACCS及び周辺システムの利活用促進にかかる活動の技術支援を行うことを目的とする。なお現地業務は、IT支援ミッションによる支援と同時期に行う。

- (1) VNACCS及び周辺システムの利活用状況及び未利用のVNACCS及び周辺システムの業務にかかるレビューを行う。
- (2) 未利用のVNACCS及び周辺システムの業務の利用向上に向けた方策を検討する。
- (3) 税関及び民間利用者によるVNACCS及び周辺システムの改善要望のレビューを行う。

- (4) VNACCS 及び周辺システムの運用維持にかかるフォローアップ及び VNACCS 及び周辺システムの利活用向上に向けた助言を行う。
- (5) 上記を具体化した調査報告書(study report)のドラフトを準備する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[VNACCS 及び周辺システムの利活用支援]

(1) 国内準備期間 (2015 年 9 月中旬予定)

- ① プロジェクト関係者(JICA 産業開発・公共政策部、財務省関税局等)と協議し、VNACCS 及び周辺システム導入後の利活用状況及び評価に関する情報を収集する。
- ② 事前に回収した GDVC の VNACCS 及び周辺システムの業務に関する利活用状況及び改善要望、VNACCS 及び周辺システムの運用管理状況を分析し、IT 支援ミッション参团予定の関税局メンバーと今後の実施方針を検討する。
- ③ ワークプラン(全体及び第 1 次現地派遣期間)を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

(2) 第 1 次現地派遣期間 (2015 年 9 月下旬予定)

- ① ワークプランに基づき GDVC、JICA ベトナム事務所、JICA 長期専門家に提出・説明し、業務実施計画について確認する。
- ② 開催予定の JCC に参加し、システム改善の観点からの助言・発表等を行う。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用促進支援に関し、チーフアドバイザー及び IT 支援ミッション短期専門家等と連携を図りながら、GDVC との打ち合わせを通じて以下の活動を行う。
 - (ア) VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用状況及び改善要望の内容、VNACCS 及び周辺システムの運用管理状況を明確化するため、GDVC に対するヒアリング等を実施する。
 - (イ) ヒアリング等の結果を踏まえ、VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用状況、VNACSS 及び周辺システムの運用管理状況を評価・検討する。
 - (ウ) ヒアリング等の結果を踏まえ、VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用向上、業務の改善要望について、本プロジェクトで対象とすべき検討事項を整理し、今後の進め方を検討する。
 - (エ) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及び JICA ベトナム事務所に提出、報告を行う。

(3) 第 1 次国内作業期間 (2015 年 10 月予定)

- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用向上、業務の要望にかかる検討事項の対応策を検討し、システムにおける実現方法を整理する。
- ③ 上記の対応策及びシステムにおける実現方法について、IT 支援ミッション短期専門家と検討する。
- ④ 次の派遣期間のワークプランを作成し、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

(4) 第 2 次現地派遣期間 (2015 年 11 月予定)

- ① ワークプランに基づき GDVC、JICA ベトナム事務所、JICA 長期専門家に提出・説明し、業務実施計画について確認する。
- ② 開催予定の JCC に参加し、システム改善の観点からの助言・発表等を行う。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用促進支援に関し、チーフアドバイザー及び IT 支援ミッション短期専門家と連携を図りながら、GDVC との打ち合わせを通じて以下の活動を行う。
 - (ア) 第 1 次現地派遣で得られた情報を踏まえ、VNACCS 及び周辺システムのシステム面に関する不明点等の課題を整理し、その結果を GDVC と共有する。
 - (イ) GDVC 側と協議し、課題解決に向けた対応策を検討し、カウンターパート側で対応可能な課題を検討する。

(ウ)現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及び JICA ベトナム事務所に提出、報告を行う。

(5) 第2次国内作業期間(2016年2月予定)

- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 第2次現地派遣で検討したシステム面の課題整理の結果、及び第2次現地派遣以降に生じた動きに関するチーフアドバイザー他からの情報に基づき、上記の対応策及びプロジェクトにおける課題解決に向けた対応策について、IT 支援ミッション短期専門家と検討する。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用状況の評価、VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用向上及び改善にかかる対応策を含む調査報告書(study report)の内容・章構成等を検討する。
- ④ 次の派遣期間のワークプランを作成し、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

(6) 第3次現地派遣期間(2016年3月予定)

- ① ワークプランに基づき GDVC、JICA ベトナム事務所、JICA 長期専門家に提出・説明し、業務実施計画について確認する。
- ② 開催予定の JCC に参加し、システム改善の観点からの助言・発表等を行う。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用促進支援に関し、チーフアドバイザー及び IT 支援ミッション短期専門家と連携を図りながら、GDVC との打ち合わせを通じて以下の活動を行う。
 - (ア) VNACCS 及び周辺システムの利活用状況の評価、VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用向上及び改善にかかる対応策を含む調査報告書(study report)に含まれる内容について、GDVC 側と協議・合意形成を行う。
 - (イ) JCC での議論を踏まえ、コスト積算作業の業務量について検討する。
 - (ウ) GDVC に対し、検討事項の対応策及びシステムにおける実現方法の説明を行う。
 - (エ) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及び JICA ベトナム事務所に提出、報告を行う。

(7) 第3次国内作業期間(2016年5月予定)

- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 検討事項ごとに、対応策及びシステムにおける実現のために必要となる作業量及び見積額を精査する。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用状況の評価、VNACCS 及び周辺システムの業務の利活用向上及び改善にかかる対応策を含む調査報告書(study report)をドラフトし、IT 支援ミッション短期専門家と検討する。
- ④ 次の派遣期間のワークプランを作成し、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

(8) 第4次現地派遣期間(2016年6月予定)

- ① ワークプランに基づき GDVC、JICA ベトナム事務所、JICA 長期専門家に提出・説明し、業務実施計画について確認する。
- ② 開催予定の JCC に参加し、システム改善の観点からの助言・発表等を行う。
- ③ VNACCS 及び周辺システムの利活用促進支援に関し、チーフアドバイザー及び IT 支援ミッション短期専門家と連携を図りながら、GDVC との打ち合わせを通じて以下の活動を行う。
 - (ア) GDVC に対し、VNACCS 及び周辺システムの利活用向上に向けた調査報告書(study report)の説明を行う。
 - (イ) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及び JICA ベトナム事務所に提出、報告を行う。

(9) 整理期間(2016年8月予定)

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン（全体、第2～第4次各派遣時）

英文4部（JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、JICAプロジェクト、GDVC）

和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、JICAプロジェクト）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

（2）現地業務結果報告書（各派遣時）

英文4部（JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、JICAプロジェクト、GDVC）

各現地業務終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。記載項目（案）は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書

和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAベトナム事務所、JICAプロジェクト）

契約業務の完了を確認するためのもの。すなわち、成果品と位置付けられるもの。帰国後作成するものであることから、原則、和文のみとすること。記載項目（案）は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④プロジェクト実施上での残された課題

⑤その他

C/Pやプロジェクト専門家・IT支援ミッションと協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ハノイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月から2016年7月まで四半期に1回程度（1回あたり5～8日程度）を原則とします（合計4回を想定）。

IT支援ミッション参加のための現地渡航のタイミングに合わせて原則渡航することとします。尚、タイミングは、ベトナム側作業の進捗に応じて、現地派遣期間はある程度日程調整が必要となる可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

・チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

- ・ 税関行政/事後調査（長期派遣専門家）
- ・ システム運営管理/業務調整（長期派遣専門家）
- ・ IT 支援ミッション（短期派遣専門家）
- ・ 事後調査（短期派遣専門家）
- ・ リスク管理（短期派遣専門家）

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
日本語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
GDVC内のプロジェクトオフィスにおける執務スペースの提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部（TEL:03-5226-8061）にて配布します。
 - ・ 詳細計画策定結果（2015年4月実施の詳細計画策定調査の調査結果）
 - ・ 案件概要
 - ・ R/D
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
 - ・ プロジェクト概要(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500338_1_s.pdf)
 - ・ 前フェーズプロジェクト（通関電子化促進プロジェクト）基本情報
(<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/CE4FD2DDAF79554A492579DC0079ED18?OpenDocument&pv=VW02040104>)
 - ・ 前フェーズプロジェクト（通関電子化促進プロジェクト）詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12081469.pdf>)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。

なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上